

科学的捜査、客観証拠による真相解明の限界

- 捜査現場では、客観的な証拠の収集に全力を尽くしており、犯人検挙につながるケースもあるが
 - 犯行現場には想像するほど証拠は残っていない
 - * 指紋、足跡、DNA型対象資料、防犯カメラの映像など
 - 証拠はあっても犯人特定に結びつかない
 - * DNA型データベースの不足、「矛盾しない」程度では不十分
 - 客観証拠では、動機や犯行に至る経過、共犯者間の共謀の内容や役割が解明できない(突き上げ捜査の限界)
- 上記限界のため、容疑者の任意の取調べを行い、自白や共犯者の関与に関する供述を得た上で、本人や共犯者を逮捕するケースが多い

全面可視化は、凶悪犯罪者や組織の背後にいる真の犯罪者を野放しにする危険性がある

- 取調べにより自白を得る以外に、十分な真相解明の捜査手法を持っていない現実(科学的捜査の限界に加え、通信・会話傍受、刑事免責、司法取引、おとり捜査等)
- 99%の有罪率→高い起訴基準→高い逮捕基準
 - * 本部係検事制度と逮捕前の協議
 - * 否認のままでも有罪を得る見込みがなければ逮捕は控えている
- これまでの取調べの録音・録音の検証結果
 - * 可視化の弊害
 - * ある殺人事件について
- 自己の取調べ体験から言える可視化の弊害
 - * オウム事件について
 - * 共犯者48名全員が否認したある脱税事件
- 代替案なしで全面可視化の場合、1割程度の凶悪殺人犯が野放しとなり、組織犯罪の上位者は処罰されないことを覚悟する必要がある

最近の捜査・公判の実情と課題

□ 検察における取調べの改革の実情

- 調書至上主義からの脱却
 - * 取調べと調書作成の基本の徹底、2号書面から1号書面へ
- 取調べの録音・録画の拡大、徹底
- 真相解明と被疑者の人権の調和の徹底
 - * 不服申し立て制度、監察制度の徹底等

□ 課題

- 協力者、参考人の確保(捜査から公判まで)の困難さ
- 事前の証人尋問(226条、227条)の実施上の制約
- 正直者が損をし、嘘をついた者が損をしない現実
 - * 黙秘、署名拒否、録音録画拒否の被疑者が増加
 - * 裁判員裁判における否認事件の増加と証人の負担の増加
 - * 黙秘権の一部制限、迅速な証人尋問と刑事免責制度などが必要